

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の 一部を改正する規程について

令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課すため、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に掲げられた圧縮水素スタンドに関する規制見直し項目のうち、水素・燃料電池自動車関連規制に関する検討会等の有識者による審議等の結果、安全上問題がないことが確認できた圧縮水素スタンドの使用材料に係る技術上の基準に関して通達を改めるものである。

併せて、車両により高圧ガスを移動する際に掲げる警戒標について、その実態を考慮し、有識者等による審議の結果、安全上問題がないことが確認できた材質及び表示方法をもって適切な運用を行うため、通達を改めるものである。

(2) 改正を行う通達

- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号。以下「一般則例示基準」という。）
- ・ 液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 4 号。以下「液石則例示基準」という。）
- ・ コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 5 号。以下「コンビ則例示基準」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 圧縮水素スタンド等に使用する材料の見直し【一般則例示基準、コンビ則例示基準】

圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにおいて使用できる材料に関する技術上の基準として、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであることが定められている（法第 8 条、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 7 条の 3 及び第 8 条の 2 で準

用する第6条第1項第14号並びにコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第7条の3で準用する第5条第1項第16号）。

さらに詳細な基準が、一般則例示基準及びコンビ則例示基準で例示されているところ、今般、研究開発及び有識者による審議等により、圧縮水素スタンド等に使用可能な材料に関して水素への耐性を判断できる新たな基準（材料の「伸び」を指標とした基準）が示されたため、当該基準を踏まえた見直しを行うものである。

（2）高圧ガスの移動に係る警戒標の見直し【一般則例示基準、液石則例示基準】

車両により高圧ガスを移動する際には車両の前方及び後方より見やすい箇所に警戒標を掲げることとなっている（法第23条第1項、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第48条第1号及び第49条第1号並びに一般則第49条第1項第1号及び第50条第1号）。

さらに詳細な基準が、一般則例示基準及び液石則例示基準で例示されているところ、既に一般に広く使用されている材質及び表示方法について、有識者による審議等により、安全上問題がないことが確認されたため、材質を金属板に限定する規定を削除するとともに、警戒標に表示する「高圧ガス」の文字色を黄赤又は黄とする見直しを行うものである。

（3）その他表現の適正化等【一般則例示基準、コンビ則例示基準】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和2年9月30日～令和2年10月31日	パブリックコメント
令和2年11月	公布・施行（予定）